

資料17-2（午前）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

特定事業所加算（相談支援事業所）の届出について

特定事業所加算は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所が、体制に応じて取得できる加算です。報酬告示等で定められた要件をすべて満たしていなければ算定することはできませんので、各事業所におかれましては、厚生労働省から出ている報酬告示、基準告示及び留意事項通知の内容を十分に確認し、要件を満たしているかどうかご確認ください。

また、特定事業所加算を取得した相談支援事業所は、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存する必要があります。加算算定後に、要件に該当しないことが判明した場合は、速やかにその旨の届出をしてください。

1 提出先 千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 地域支援班
(〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティーセンター 1階)

2 提出期限 前月の15日まで（例：3月15日までに提出 → 4月1日より算定）
※要件の確認事項が多岐にわたるため、期限に余裕をもってご提出ください。

3 提出書類

- ① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号その1、その2）
及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号の2その1、その2）
- ② 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
及び障害児（通所・入所）給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1の2）
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（算定日が属する月）
- ④ 特定事業所加算に係る届出書（相談支援事業所）（別紙3）
- ⑤ 各要件を満たしていることがわかる書類

4 報酬告示に規定する加算割合

特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）	特定事業所加算（Ⅳ）
所定単位の 500単位加算	所定単位の 400単位加算	所定単位の 300単位加算	所定単位の 150単位加算

5 参考資料

区分	名称
報酬告示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
基準告示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 180 号） ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 181 号）
留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号） ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

6 算定要件

番号	算定要件（概要）	I	II	III	IV
①ア	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員である。	○	-	-	-
①イ	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	○	-	-
①ウ	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	○	-
①エ	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	-	○
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催する。	○	○	○	○
③	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保している。	○	○	○	-
④ア	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	-	-	-
④イ	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	-	○	○	○
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	○
⑦	算定告示別表の 1 の注 1 に規定する取扱件数が 40 未満である。	○	○	○	○

※特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については、令和 3 年 3 月までとなりますので、それまでに（Ⅰ）または（Ⅲ）を算定できるよう対応してください。

※本加算を取得した相談支援事業所は、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録〔標準様式〕を作成し、5年間保存してください。加算を取得する際に提出する必要はありませんが、実地指導の際に確認しますので、整備しておいてください。

①ア 特(I)	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○3名（主任相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q&A抜粋》</p> <p>○4人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p>	
①イ 特(II)	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○3名（相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q&A抜粋》</p> <p>○4人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。</p>	

①ウ 特(Ⅲ)	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を <u>3名以上</u> 配置し、かつ、そのうち1名以上が <u>相談支援従事者現任研修を修了</u> していること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○2名（相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q & A抜粋》</p> <p>○3人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。</p>	
①エ 特(Ⅳ)	専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を <u>2名以上</u> 配置し、かつ、そのうち1名以上が <u>相談支援従事者現任研修を修了</u> していること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した職員1名を除いた相談支援専門員については、業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>○同一敷地内にある事業所が、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>《厚労省Q & A抜粋》</p> <p>○2人目以上の相談支援専門員については条件にあてはまれば実質的に兼務を認める。ただし、加算の趣旨を十分踏まえ、兼務により相談支援事業所の業務に支障がないことを必ず担保すること。</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員は、各月の前月の末日時点で研修を修了している者とし、修了証の写しにより受講の事実を確認する。</p>	
<p>《提出書類の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格証又は修了証書の写し 	

② 利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

《留意事項通知》

○議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- エ 保健医療及び福祉に関する諸制度
- オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
- カ 利用者（障害児及びその家族）からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- キ その他必要な事項

○議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

○概ね週1回以上開催すること。

《厚労省Q & A 抜粋》

○会議は、利用者、家族や関係機関の関係者を含めたものではなく、当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

《提出書類の例》

- ・ 会議の議事録（議題ア～キに該当する箇所がわかるようにご提出ください。）
- ・ 年間開催予定表や開催規定など

③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。

《留意事項通知》

○常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

《厚労省Q & A 抜粋》

○24時間開所しておく必要はなく、24時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りる。

○利用者の家族や利用しているサービス提供事業所からの相談も対象となる。

《提出書類の例》

- ・ 運営規程や重要事項説明書、連絡体制表など

④ア	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、 <u>主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</u>
<p>《留意事項通知》</p> <p>○主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行う。</p>	
④イ	相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、 <u>相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</u>
<p>《留意事項通知》</p> <p>○相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行う。</p>	
<p>《提出書類の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行による研修の記録 	
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供していること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。</p> <p>《厚労省Q & A 抜粋》</p> <p>○基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。</p> <p>○当該月に支援困難ケースの紹介実績がない場合でも、加算の算定は可能である。</p>	
<p>《提出書類の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター等と連携していることがわかるもの（窓口と手順を記した規定など） 	
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
<p>《厚労省Q & A 抜粋》</p> <p>○基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。</p>	
<p>《提出書類の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会等に参加していることがわかるもの（出席票、年間予定表、事例検討会等の議事録など） 	
⑦	算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数が40未満であること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○取扱件数については、1月の当該相談支援事業所全体の相談支援対象障害者等（保護者）の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均で除して得た数とする。</p> <p>○当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</p>	
<p>《提出書類の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たしていることがわかる任意の書類 	